

奈良県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、法隆寺東部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	中西 和夫	生駒郡斑鳩町法隆寺北一―二―六
〃	福田 武二郎	〃 法隆寺二―四―三四
〃	野口 英治	〃 二―八―四
〃	斧田 文夫	〃 二―二―三六
〃	上田 易宏	法隆寺東一―五―三九
〃	富井 考則	〃 一―一―九
監事	蒲 忠幸	〃 法隆寺北一―三―一七
〃	奥田 泰正	〃 法隆寺一―三―六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中西 和夫	生駒郡斑鳩町法隆寺北一―二―六
〃	福田 武二郎	〃 法隆寺二―四―三四
〃	野口 英治	〃 二―八―四
〃	池元 秀次	法隆寺北一―四―三九
〃	斧田 文夫	法隆寺二―二―三六
〃	清水 保平	〃 二―九―二二
監事	福田 千代司	法隆寺東一―三―三三
〃	奥田 泰正	〃 法隆寺一―三―六